

既存調査の改定によるフォローアップ

実効性確保策のフォローアップに向けた取組方針について

- 実効性確保策の定着状況とその効果の発現の状況について、下記の調査にて調査項目を追加
- 調査を行った上で、**その実施結果について年1回の頻度**でフォローアップ調査結果を労務費WGに報告する。

フォローアップが必要な内容		既存調査	既存調査 (新規に項目を追加)	新規調査 (資料3で説明)
入口の取組	見積における労務費・必要経費の明示	受注側による労務費等の確保状況（確保割合） 【 社保調査（※1） 】	労務費等が内訳明示された見積書による取引状況 【 社保調査・元下調査（※3） 】	・「適正労務費」の取引への反映状況等に係る調査 ・「行き渡り」のボトルネックに係る実態調査
	事業者の見える化（自主宣言）	（自主宣言の実施状況）		
	労務ダンピング調査（公共）		労務費ダンピング調査の実施状況 【 入契調査（※2） 】	
	国（建設Gメン）による調査	（建設Gメンの活動状況）		
出口の取組	労務費・賃金の支払い状況の確認	・労務費等の支払い状況【社保調査】 ・直轄事業における試行調査	コミットメント条項の導入状況 【 社保調査・入契調査 】	CCUSレベル別年収の支払い状況に係る実態調査
	コミットメントの活用状況の確認			

- （※1）社会保険の加入確認・法定福利費に関する調査。建設業許可業者から無作為に抽出した35,000者（令和7年度は有効回答数6,051者）に対し実施
- （※2）入契法等に基づく入札・契約手続に関する実態調査。入契法の適用対象である国・特殊法人等・地方公共団体の計1,927団体に対し実施
- （※3）建設業法に基づく元下間等の取引実態等に関する調査。建設業許可業者から無作為に抽出した30,000者（令和7年度は回収数19,964者）に対し実施

調査概要

令和7年12月に全面施行となった改正建設業法において、通常必要と認められる原価として適正な確保を求めてきた労務費や法定福利費等の必要経費の見積書における内訳明示の実施状況及び支払状況等について調査を行うもの。調査結果はとりまとめの上、概要を公表する。

※ 令和7年度までは「社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査（社保調査）」として社会保険の加入、法定福利費や賃金の支払い状況等について調査を行ってきたものであり、建設業許可における社会保険への加入要件化により社会保険加入の徹底が行われていること、改正建設業法において労務費や法定福利費等の必要経費を内訳明示した見積書の作成が努力義務化されたこと等を踏まえ、労務費等が内訳明示された見積書の取引状況を重点的に把握する調査へ見直しを実施した。

調査対象

建設業許可業者（令和7年度の有効回答数は6,051者）

調査対象時点

令和8年9月1日時点

今後のスケジュール

～3月：回答結果を集計・整理

4月以降：実施状況調査の結果公表

→CCUS処遇改善推進協議会で公表予定

主な調査項目

- ・労務費の支払い状況 等
⇒労務費を内訳明示した見積書を提出したか（提出されたか）
⇒見積書に記載した労務費をどの程度受け取ることができたか（支払ったか）
- ・材料費の支払い状況 等
- ・社会保険の加入確認・法定福利費の支払い状況 等
- ・安全衛生経費の支払い状況 等
- ・退職金制度の利用状況（建設業退職金共済制度含む） 等
- ・その他

新たな調査項目

＜第三次・担い手3法の全面施行を受けた対応について＞

- 見積書における歩掛を用いた労務費の明示状況
- 価格交渉の際の「労務費の基準値」の活用状況
- コミットメント条項の認知状況
- コミットメント条項の導入状況（（A）、（B）または導入無し）

入札契約適正化法等に基づく実施状況調査について（令和8年度）

調査概要

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第20条※等に基づき、国土交通省・財務省・総務省において、公共工事発注者が適正化指針（同法第18条第1項に基づき策定）に従って講じた措置の状況について調査を行うもの。調査結果はとりまとめの上、概要を公表する。

※参照条文

（措置の状況の公表）

第二十条 国土交通大臣及び財務大臣は、各省各庁の長又は特殊法人等を所管する大臣に対し、当該各省各庁の長又は当該大臣が所管する特殊法人等が適正化指針に従って講じた措置の状況について報告を求めることができる。

2 国土交通大臣及び総務大臣は、地方公共団体に対し、適正化指針に従って講じた措置の状況について報告を求めることができる。

3 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、毎年度、前二項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

調査対象

国（省庁等）（19団体）、特殊法人等（119団体）、
地方公共団体（1,788団体）※47都道府県・20政令市・1,721市区町村

調査対象時点

令和8年6月1日時点 ※一部の項目は令和7年度末時点

今後のスケジュール

～11月 : 回答結果を集計・整理
12月 : 実施状況調査の結果公表

主な調査項目

- ・一般競争入札・総合評価落札方式の導入状況
- ・低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入状況
- ・低入札価格調査基準価格等の算定式・公表時期
- ・入札契約に関する情報の公表状況
- ・多様な入札契約方式の導入状況
- ・請負代金内訳書における法定福利費の明示状況
- ・適正な工期の確保・施工時期の平準化の取組状況

新たな調査項目

<第三次・担い手3法の全面施行を受けた対応について>

- 労務費ダンピング調査の実施について実態調査の設問を追加。
- 工事請負契約書における「公共工事標準請負契約約款」第3条の2（A）又は（B）※と同等の既定の有無を確認。

※いわゆるコミットメント条項 等

調査概要

建設工事における下請取引等の実態把握及び取引の適正化を目的として、毎年度30,000の建設業者を対象にWeb調査を実施し、回答結果から不適切な取引のおそれが確認された者に対して、是正指導を行う。

調査対象

全国の建設業者 30,000 業者 ※無作為抽出
(令和7年度の回収業者数は19,964者(回収率66.5%))

調査対象時点

令和7年7月1日～令和8年6月30日における取引

今後のスケジュール

令和8年度調査の結果は3月頃公表予定

主な調査内容

・元請負人と下請負人の間及び発注者（施主）と元請負人の間の取引の実態、見積の状況、価格転嫁や工期設定の状況、約束手形や電子記録債権の利用状況等

新たな調査項目

<第三次・担い手3法の全面施行を受けた対応について>

○元請負人への設問

内訳明示した見積書を考慮した価格設定を行っているか。

Q 材料費等記載見積書（材料費や労務費等が内訳明示された見積書）の交付を下請負人へ働きかけたか。（※働きかけていない場合にはその理由を含む。）

Q 建設工事を下請負人に発注する際、「労務費に関する基準」（令和7年12月適用）を考慮しているか。

○下請負人への設問

元請負人に対して労務費の内訳を明示した見積書を交付しているか。

Q 元請負人から材料費等記載見積書（材料費や労務費等が内訳明示された見積書）を交付するよう働きかけがあったか。

Q 元請負人に対して労務費を内訳明示した見積書を提出する際、業種別の公共工事設計労務単価や「労務費に関する基準」を参照したか。（※労務費を明示した見積書を作成していない場合にはその理由を含む。）

➤ 不適正な回答者に対する是正指導により、建設業法遵守の実効性確保を図る

(参考)労務費に関する基準を踏まえた「基準値」

➤ 価格交渉における、本基準に沿った適正な労務費の確保をより円滑に進めるため、国土交通省において、**職種分野別に、本基準を踏まえた適正な労務費の具体値を、トンあたり、平米あたり等の「単位施工量当たり労務費」の形で「基準値」として公表。**

➤ 基準値は、専門工事業団体・元請建設業団体・国土交通省から成る「職種別意見交換会」等を経て決定。

➤ 基準値は、標準的な作業内容・施工条件等を前提とした場合の値とし、個別の請負契約においては、**受注者が現場ごとに本基準値を踏まえて労務費等を適正に見積もること、また、注文者がそれを尊重することが必要。**

※基準値の定めのない職種分野においても、本基準の基本的考え方に沿った「適正な労務費」を確保する必要性に変わりはない。

基準値のフォーマット

※建築工事の原則パターン

対象工事		「労務費の基準値」の前提となる標準的な規格・仕様			
工事の種類	●●工事	歩掛と設計労務単価から算出した「労務費の基準値」			
標準的な規格・仕様	□□□	算出根拠（内訳）			
条件	××の種類 △△の種類				
労務費の基準値(例)	1,754(円/m ²)(例)				
内訳		職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m ²)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 ×設計労務単価 (円/m ²)
		●●工	0.05	30,000	1,500.00
		■■作業員	0.01	25,400	254.00
		合計			1,754.00

設計労務単価：令和〇年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による
 労務歩掛：◇◇◇◇による
 （内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの）
 「日当たり作業量（参考値）」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。

【代表的な歩掛の作業内容】
 □□□における製作・加工・組立・設置・撤去、×××の設置、△△△の作業

【条件】
 ・条件は以下の通り。
 ××の種類：×××
 △△の種類：△△△
 ・◆◆◆◆が必要な場合は別途計上する。

【留意点】
 ・主な作業内容としては、上記条件における□□□における製作・加工・組立・設置・撤去、×××の設置、△△△の作業を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
 ・……（例えば、作業に当たっての制約要件（作業場所の広さ等）など【条件】を補足する内容を記載することを想定）を基本とする

なお、上記条件と異なる場合には、個々の建設工事の実態に即して、適切な補正を行う必要がある。

算出に使用した設計労務単価と歩掛の詳細

見積・価格交渉等の場面における留意点
 （職種別意見交換会において検討し、その結果を反映した内容を記載）

基準値の例

職種分野	基準値	適用条件等
鉄筋工事 (建築)	73,804円/t	代表的な歩掛の作業内容： 建築構造物等の鉄筋の工場加工 及び現場組立、コンクリート打設時 における合番 条件： RCラーメン構造、階高3.5～4.0m 程度、形状単純 等
型枠工事 (建築)	5,490円/m ²	代表的な歩掛の作業内容： 建築構造物等の合板型枠の加工 及び組立、コンクリート打設時の合 番、型枠点検及び保守、型枠の取 外し 条件： 普通合板型枠、ラーメン構造・地上 軸部、階高3.5～4.0m程度 等

※職種分野別に代表的な基準値（東京都の例）を例示
 ※基準値は個別の請負契約においてそのまま適用できるものではなく、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、具体的な作業内容や施工条件等を踏まえ、基準値を補正して労務費を算出する必要がある。

上記を含め、22職種分野133工種（作業）において基準値を設定済み。（全29許可業種中19業種に対応）

(参考)コミットメント条項について

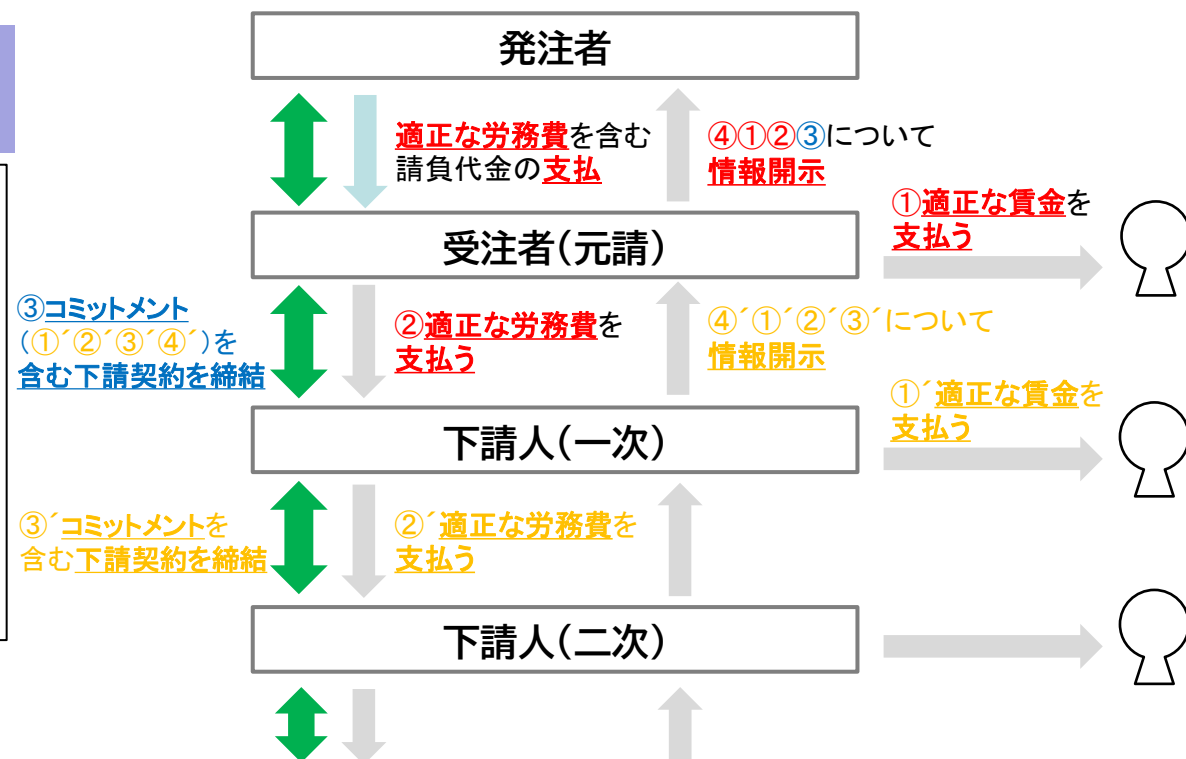
- 「労務費に関する基準」に基づき、個々の取引において適正な労務費が支払われ、技能者を雇用する事業者まで行き渡ることが重要
- 行政による監督指導を補完する仕組みとして、契約当事者間において、労務費や賃金の支払いについて約束し、確認することを可能とするのが「コミットメント条項」である

契約に盛り込む事項

(受注者がコミットメントする(約束する)内容)

- ① **適正な賃金**を雇用する**技能者に支払う**
- ② **適正な労務費**を下請**事業者**に支払う
- ③ **下請事業者との間で、コミットメント条項を含む下請契約を締結する** ※(A)導入の場合
- ④ ①②③について、**注文者の求めに対して、関係書類(注)を提出する(情報開示する)**

注:①については誓約書、
②及び③については契約書の写し等



・全ての標準約款(公共・民間(甲・乙)・下請)に、「選択条項」として追加(契約当事者の任意で導入)

・コミットメント条項を導入する場合、以下の(A)(B)のパターンから選択

(A) ①②に加え、③を約する(下請契約においてもコミットメント条項の導入を約する)

(B) ①②のみを約する (下請契約においては個別に導入を判断する)

・労務費の行き渡り確保の観点からは(A)を基本としつつ、(B)も選択可能とすることで、できるところからの活用を推奨

- 建設業の担い手を確保するためには、現場で働く技能労働者の処遇改善が不可欠であり、適正な労務費の確保・行き渡りを図るべく、令和6年6月に第三次・担い手3法が改正された。
- 公共工事においては、令和7年12月12日に完全施行された、入契法第12条及び第13条の規定により、公共工事の入札時に応札者は、労務費等が明示された入札金額の内訳を提出し、公共発注者は提出された書類内容の確認等必要な措置を講じなければならない。
- 公共発注者は入札金額の内訳の記載内容を確認することになるが、労務費等の適正性を調査する方法の1つが「労務費ダンピング調査」である。
- 「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けのガイドライン」は、「労務費ダンピング調査」の対象となる内容の概説や、使用する入札金額の内訳の事例及び具体的な実施方法について留意点をまとめた内容である。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律

(入札金額の内訳の提出) ※改正部分(赤下線)

第十二条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳(材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳をいう。)を記載した書類を提出しなければならない。

(各省各庁の長等の責務) ※改正無し

第十三条 各省各庁の長等は、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するため、前条の規定により提出された書類の内容の確認その他の必要な措置を講じなければならない。

2 各省各庁の長等は、公共工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生した場合において、公共工事の受注者が請負契約の内容の変更について協議を申し出たときは、誠実に当該協議に応じなければならない。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則(令和六年国土交通省省令第百五号)

(適正な施工を確保するために不可欠な経費) 規定(赤下線)

第一条 一 法定福利費(建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。)

二 安全衛生経費(平成二八年法律第百十一号)第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。)

三 建設業退職金共済契約(中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。)に係る掛金